

新潟市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第28号

新潟市行政組織規則の一部を改正する規則

新潟市行政組織規則（平成19年新潟市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第4条中「，技術管理センター」，「，文化財センター」及び「，食育・花育センター」を削る。

第5条地域・魅力創造部大都市制度・区政創造推進課の項及び地域・魅力創造部広報戦略課の項を削り，同条地域・魅力創造部広報課の項中「企画係 広報係」を「報道係 広報係 広報戦略室」に改め，同条市民生活部市民協働課の項及び市民生活部市民生活課の項を次のように改める。

市民生活課 安心・安全推進室

市民協働課

第5条福祉部福祉総務課の項中「企画管理係 保護室」を「保護室」に改め，同条こども未来部こども政策課の項中「企画管理係 育成支援係」を「育成支援係」に改め，同条経済部企業立地課の項中「航空産業立地推進室」を「航空産業立地推進室 先端技術推進室」に改め，同条農林水産部農業政策課の項及び農林水産部農村整備課の項を次のように改める。

農林政策課 企画管理係 生産政策係 担い手育成室

農村整備・水産課 管理係 農村計画係 水産振興室

第5条農林水産部水産林務課の項を削り，同条都市政策部都市交通政策課の項中「地域交通整備室」を「地域交通整備室 新交通推進室」に改め，同条都市政策部新交通推進課の項を削り，同条都市政策部港湾空港課の項の次に次のように加える。

技術管理課

工事検査課

第5条建築部建築行政課の項中「建築審査係 建築構造係」を「建築審査係」に改め、同条総務部法制課の項を削り、同条総務部IT推進課の項を次のように改める。

ICT政策課

第5条総務部職員課の項を次のように改める。

職員課

第5条財務部財産活用課の項中「財産管理係 財産利活用係 財産経営推進室」を「財産経営推進室」に改め、同条財務部税制課の項を次のように改める。

税制課

第6条地域・魅力創造部政策調整課の項第11号中「，大都市制度・区政創造推進課」を削り、同条地域・魅力創造部大都市制度・区政創造推進課の項及び地域・魅力創造部広報戦略課の項を削り、同条地域・魅力創造部広報課の項第6号中「広報戦略課の庶務」を「戦略的広報及びプロモーションの総括」に改め、同条市民生活部市民協働課の項を削り、同条市民生活部市民生活課の項中第21号を第23号とし、第1号から第20号までを2号ずつ繰り下げ、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 部の事務事業の総合調整に関する事項

(2) 部の予算及び決算の総括に関する事項

第6条市民生活部市民生活課の項に次の2号を加える。

(24) 部の他の課及び機関の所管に属しない事項

(25) 部内各課の庶務に関する事項

第6条市民生活部市民生活課の項の次に次のように加える。

市民協働課

(1) 区政運営の推進に係る総括及び調査研究に関する事項

(2) 区長会議に関する事項

(3) 区の区域等に関する事項

- (4) 区自治協議会の総合調整に関する事項
- (5) 地域コミュニティの推進に係る総括に関する事項
- (6) 自治会その他の住民組織の総括に関する事項
- (7) 地縁による団体の認可に係る総括に関する事項
- (8) コミュニティ施設の総括に関する事項
- (9) 市民公益活動の推進に関する事項
- (10) 市民協働の推進に係る総括に関する事項
- (11) 特定非営利活動法人の認証等に関する事項
- (12) 市民活動支援センターに関する事項

第6条文化スポーツ部文化政策課の項中第18号を第19号とし、第9号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 芸術創造村・国際青少年センターに関する事項

第6条文化スポーツ部歴史文化課の項第13号中「文化財センターの業務に係る事務調整」を「文化財センター」に改め、同条福祉部障がい福祉課の項第7号中「災害時要援護者対策」を「避難行動要支援者」に改め、同条こども未来部こども家庭課の項中第14号を第15号とし、第7号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 子育て世代包括支援センターの総括に関する事項

第6条経済部産業政策課の項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 部内各課の庶務に関する事項

第6条農林水産部農業政策課の項中「農業政策課」を「農林政策課」に改め、同項第3号中「計画」を「調査並びに農業災害」に改め、同項中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を削り、同項第8号中「農業関係団体」を「農林業関係団体」に改め、同号を同項第5号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (6) 農畜産業に関する事項

(7) 環境保全型農業及び生産環境に関する事項

(8) 農業振興地域の整備計画に関する事項

第6条農林水産部農業政策課の項中第11号から第13号までを削り、第14号を第11号とし、同号の次に次の3号を加える。

(12) 里山及び森林の調査及び計画の総括に関する事項

(13) 森林法（昭和26年法律第249号）の規定による届出等の総括に関する事項

(14) 林道、林地施設及び保安林の維持管理及び活用の総括に関する事項

第6条農林水産部農業政策課の項第15号中「水田農業経営の確立」を「林業行政及び林業振興」に改め、同項中第16号を削り、第17号を第16号とし、同条農林水産部農村整備課の項中「農村整備課」を「農村整備・水産課」に改め、同項第7号中「災害」を「農地及び農業用施設の災害」に改め、同項に次の6号を加える。

(12) 漁港、漁港海岸施設等の計画、整備及び管理に関する事項

(13) 水産関係団体及び漁業者に関する事項

(14) 水産統計に関する事項

(15) 漁業金融に関する事項

(16) 輸出水産業の振興に関する法律（昭和29年法律第154号）に関する事項

(17) 第12号から前号までに掲げるもののほか、水産業の振興に関する事項

第6条農林水産部水産林務課の項を削り、同条農林水産部ニューフードバレー特区課の項第3号中「農業と他分野の連携推進」を「農畜産物の販路拡大」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 食と花の世界フォーラムに関する事項

第6条農林水産部食と花の推進課の項第1号中「農畜産物」を「農畜水産物」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とし、同号の

次に次の 6 号を加える。

- (4) 農村と都市の交流に関する事項
- (5) 食育及び花育の推進に関する事項
- (6) 食育・花育センターに関する事項
- (7) 食と花の交流センターに関する事項
- (8) アグリパークに関する事項（農林水産部農業活性化研究センターの所管するものを除く。）
- (9) 農業と他分野の連携推進に関する事項

第 6 条都市政策部都市交通政策課の項中第 9 号を第 10 号とし、第 5 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 新たな交通システムに関する事項

第 6 条都市政策部新交通推進課の項を削り、同条都市政策部港湾空港課の項の次に次のように加える。

技術管理課

- (1) 土木工事及び建築工事の積算基準及び積算単価の調整及び作成に関する事項
- (2) 設計積算システムの管理に関する事項
- (3) 建設工事総合評価方式の技術評価に関する事項
- (4) 国土交通省所管に係る労務費等の調査に関する事項
- (5) 工事の資材単価等の市場調査に関する事項
- (6) 土木工事及び建築工事の標準仕様書、技術基準等の作成に関する事項
- (7) 土木工事及び建築工事に係る新技術及び新工法に関する事項
- (8) 技術職員の研修に関する事項
- (9) 公共工事のコスト縮減に関する事項
- (10) 建設副産物対策に関する事項

- (11) 建設事業における電子納品に関する事項
- (12) 国土交通省所管補助事業に係る会計実地検査の連絡及び調整に関する事項
- (13) 定期監査に関する事項（工事に係るものに限る。）
- (14) その他土木工事及び建築工事の技術管理に関する事項
- (15) 工事検査課の庶務に関する事項

工事検査課

- (1) 工事の検査に関する事項
- (2) 工事に係る設計，測量，試験及び調査の検査に関する事項
- (3) 工事成績評定に関する事項
- (4) 工事点検に関する事項
- (5) 公有財産である機械器具及び船舶の取得及び修理の検査（他の課及び機関の所管するものを除く。）に関する事項
- (6) 検査事務の総括に関する事項

第6条建築部住環境政策課の項中第9号を第10号とし，第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 部内各課の庶務に関する事項

第6条総務部総務課の項中第19号を第20号とし，第18号の次に次の1号を加える。

- (19) 部内各課及び秘書課の庶務に関する事項

第6条総務部行政経営課の項中第11号を第18号とし，第10号の次に次の7号を加える。

- (11) 地方分権の推進に係る調査，研究及び調整に関する事項
- (12) 条例，規則及び規程の審査に関する事項
- (13) 例規集の編集及び整理に関する事項
- (14) 政策法務に関する事項

(15) 訴訟，和解及び調停の調整に関する事項

(16) 法令等の運用，解釈及び調査研究に関する事項

(17) 顧問弁護士等に関する事項

第6条総務部法制課の項を削り，同条総務部IT推進課の項中「IT推進課」を「ICT政策課」に改め，同項第1号及び第2号中「IT施策」を「ICT施策」に改める。

第13条第1項の表中

「

文化スポーツ部	新潟市美術館（以下「美術館」という。）
	新潟市新津美術館（以下「新津美術館」という。）
	文化財センター

」

を

「

文化スポーツ部	新潟市美術館（以下「美術館」という。）
	新潟市新津美術館（以下「新津美術館」という。）
文化スポーツ部歴史文化課	文化財センター

」

に，

「

農林水産部	農業活性化研究センター
	中央卸売市場
	食育・花育センター

都市政策部	G I Sセンター
	新潟駅周辺整備事務所
	技術管理センター

を

「

農林水産部	農業活性化研究センター
	中央卸売市場
都市政策部	G I Sセンター
	新潟駅周辺整備事務所

に改める。

第13条第2項の表技術管理センターの項を削り、同表東部地域下水道事務所の項中「(次条に規定する北下水道課にあつては新潟市北区葛塚3197番地、同条に規定する秋葉下水道課にあつては新潟市秋葉区程島2009番地)」を削る。

第14条児童相談所の項を次のように改める。

児童相談所

家庭支援課 管理係 家庭支援第1係 家庭支援第2係 虐待対策係

こども相談課 相談受理係 判定係 一時保護係

第14条食育・花育センターの項及び技術管理センターの項を削り、同条東部地域土木事務所の項、西部地域土木事務所の項、東部地域下水道事務所の項及び西部地域下水道事務所の項を次のように改める。

東部地域土木事務所 管理係 橋りょう整備係 公園整備係

西部地域土木事務所 管理係 橋りょう整備係

東部地域下水道事務所 業務係 接続推進係 計画調整係 工務係 管渠改築係 雨水

対策係 北下水道分室 秋葉下水道分室

西部地域下水道事務所 業務係 接続推進係 計画調整係 工務第1係 工務第2係

雨水対策係 南下水道推進室

第15条舞平清掃センターの項中第2号を削り，第3号を第2号とし，第4号を第3号とし，第5号を第4号とし，同条児童相談所の項を次のように改める。

児童相談所

家庭支援課

- (1) 児童相談所の事務事業の総合調整に関する事項
- (2) 児童相談所の予算及び決算の総括に関する事項
- (3) 児童に関する相談のうち，専門的な知識又は技術を必要とするものに関する事項
- (4) 児童等の援助に関する事項
- (5) 児童の措置に関する事項
- (6) 児童相談に関する研究，研修等に関する事項
- (7) 措置費用の徴収に関する事項
- (8) 児童虐待の対応に関する事項
- (9) 児童相談所の庶務に関する事項

こども相談課

- (1) 児童に関する相談のうち，専門的な知識又は技術を必要とするものに関する事項（家庭支援課の所管に属するものを除く。）
- (2) 児童等についての調査並びに医学的判定，心理学的判定及び社会学的判定に関する事項
- (3) 児童の心理学的及び精神医学的治療に関する事項
- (4) 療育手帳の判定に関する事項
- (5) 障害児入所給付費の支給の決定及び入所受給者証の交付に関する事項

(6) 障害児入所医療費の支給に係る受給者証の交付に関する事項

(7) 児童相談に関する調査統計に関する事項

(8) 児童の一時保護に関する事項

第15条食の安全推進課の項中第19号を第21号とし、第18号を第20号とし、同項第17号中「食品の品質表示」を「食品表示における品質事項及び衛生事項」に改め、同号を同項第19号とし、同項中第16号を第18号とし、第15号を第17号とし、同項第14号中「第8号」を「第10号」に改め、同号を同項第16号とし、同項中第5号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、同項第4号中「及び栄養成分表示制度」を削り、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 食品の誇大表示禁止に関する事項

第15条食の安全推進課の項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 食品表示における保健事項に関する事項

第15条環境衛生課の項第13号中「営業」の次に「並びに国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」を加え、同項中第25号を第26号とし、第21号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

(21) 住宅宿泊事業に関する事項

第15条食育・花育センターの項及び技術管理センターの項を削り、同条東部地域土木事務所及び西部地域土木事務所（以下「地域土木事務所」という。）の項を次のように改める。

東部地域土木事務所及び西部地域土木事務所（以下「地域土木事務所」という。）

(1) 地域土木事務所が所管する工事に係る損失補償に関する事項

(2) 道路、橋りょう、^{ずい}隧道、交通安全施設等の新設工事、改良工事等の調査、設計及び施工に関する事項（区役所建設課が所管するものを除く。次号及び第4号において同じ。）

(3) 橋りょう、隧道等の維持修繕の調査、設計及び施工に関する事項

(4) 公園及び緑地の整備に係る調査，工事の設計及び施工に関する事項（東部地域土木事務所に限る。）

(5) 地域土木事務所の庶務に関する事項

第15条東部地域下水道事務所及び西部地域下水道事務所（以下「地域下水道事務所」という。）の項を次のように改める。

東部地域下水道事務所及び西部地域下水道事務所（以下「地域下水道事務所」という。）

(1) 受益者負担金，受益者分担金及び公設浄化槽分担金の賦課及び徴収に関する事項

(2) 下水道使用料及び公設浄化槽使用料の賦課及び徴収に関する事項

(3) 工事の施工に伴う損失補償に関する事項

(4) 処理開始に伴う説明会に関する事項

(5) 水洗化の普及，啓発及び広報に関する事項

(6) 排水設備等の設置に伴う審査及び検査に関する事項

(7) 排水設備等の設置資金の融資及び助成に関する事項

(8) 私道公共下水道の設置申請に関する事項

(9) 浸水対策に係る助成の申請に関する事項（住宅かさ上げ助成を除く。）

(10) 公益財団法人新潟県下水道公社等に関する事項

(11) 排水設備工事助成に係る基準工事費に関する事項

(12) 公設浄化槽の設置及び維持管理に関する事項

(13) 南下水道推進室の庶務に関する事項（西部地域下水道事務所に限る。）

(14) 下水道工事の調整に関する事項

(15) 応急排水事業に係る調査に関する事項

(16) 下水道管渠きょうに係る工事の設計及び施工に関する事項

(17) 雨水排除改善施設及び都市下水路に係る工事の設計及び施工に関する事項

(18) 応急排水事業に係る工事の設計及び施工に関する事項

(19) 下水道管渠の改築に係る工事の調査，設計及び施工に関する事項（長寿命化を除く。）

(20) 基幹的な雨水排除改善施設に係る工事の設計及び施工に関する事項

第15条の2第1項の表舞平清掃センターの項を削り，同表保健所環境衛生課の項の次に次のように加える。

東部地域下水道事務所	北下水道分室
	秋葉下水道分室

第15条の2第1項の表西部地域下水道事務所普及推進課の項中「西部地域下水道事務所普及推進課」を「西部地域下水道事務所」に改め，同条第2項の表東処理センターの項を次のように改める。

北下水道分室	新潟市北区葛塚3197番地
秋葉下水道分室	新潟市秋葉区程島2009番地

第15条の2第4項東処理センターの項を削り，同条第4項南食品環境センターの項第4号中「食品の品質表示」を「食品表示における品質事項及び衛生事項」に改め，同条第4項動物愛護センターの項の次に次のように加える。

北下水道分室及び秋葉下水道分室（以下「下水道分室」という。）

(1) 受益者負担金，受益者分担金及び公設浄化槽分担金の賦課及び徴収に関する事項（北下水道分室にあつては北区の区域内，秋葉下水道分室にあつては秋葉区の区域内に限る。以下この項において同じ。）

(2) 下水道使用料及び公設浄化槽使用料の賦課及び徴収に関する事項

(3) 処理開始に伴う説明会に関する事項

(4) 水洗化の普及，啓発及び広報に関する事項

(5) 排水設備等の設置に伴う審査及び検査に関する事項

(6) 排水設備等の設置資金の融資及び助成に関する事項

- (7) 私道公共下水道の設置申請に関する事項
- (8) 浸水対策に係る助成の申請に関する事項（住宅かさ上げ助成を除く。）
- (9) 公設浄化槽の設置及び維持管理に関する事項
- (10) 下水道台帳に関する事項
- (11) 下水道管渠等の維持管理に関する事項
- (12) 下水道管渠の改築に係る工事の調査，設計及び施工に関する事項
- (13) 工事の施工に伴う損失補償に関する事項
- (14) 下水道の用地及び排水施設の占用許可並びに下水道管理者以外の者の行う
工事の承認に関する事項
- (15) 下水道の取付管に係る工事の調査，設計及び施工に関する事項
- (16) 下水道の水質規制等に関する事項
- (17) 私設排水路等の助成に関する事項

第17条第2項の表農林水産部の項を削る。

第31条（見出しを含む。）中「IT政策監」を「ICT政策監」に改める。

第34条第1項の表東処理センターの項，食育・花育センターの項及び技術管理センターの項を削り，同表地域下水道事務所の項の次に次のように加える。

下水道分室	室長
-------	----

第35条第3項中「知的障がい者更生相談所」の次に「，児童発達支援センター」を加え，「及び食肉衛生検査所」を「，食肉衛生検査所及び農業活性化研究センター」に改め，同条中第4項を削り，第5項を第4項とし，第6項から第10項までを1項ずつ繰り上げる。

第36条第1項中第2号を削り，第1号を第2号とし，同号の前に次の1号を加える。

- (1) 児童相談所

第36条第1項中第3号及び第4号を削り，第5号を第3号とし，第6号を第4号とする。

第45条の表部長及び局長の項中「，文化財センター所長」，「，児童相談所長」及び「食育・花育センター所長又は」を削り，「GISセンター所長」の次に「，地域土木事務所所長又は地域下水道事務所所長」を加え，

「

東京事務所長	副所長	
--------	-----	--

」

を

「

東京事務所長	副所長	
児童相談所長	副所長（副所長を置かない場合は，課長）	課長

」

に，

「

新潟駅周辺整備事務所長	次長	
技術管理センター所長	課長	
地域土木事務所長	課長	
地域下水道事務所長	課長	

」

を

「

新潟駅周辺整備事務所長	次長	
-------------	----	--

」

に改める。

第46条の表文化財センターの項中「所長補佐」を「最上席の職員」に改め，同表東処

理センターの項を削り，同表児童相談所の項を次のように改める。

児童相談所	所長	副所長（副所長を置かない場合は，課長）	課長
	副所長	課長	
	課長	課長補佐	

第46条の表食育・花育センターの項及び技術管理センターの項を削り，

「

地域土木事務所	所長	課長	
	課長	課長補佐	
地域下水道事務所	所長	課長	
	課長	課長補佐	

」

を

「

地域土木事務所	所長	所長補佐	
地域下水道事務所	所長	所長補佐又は室長	
下水道分室	室長	最上席の職員	

」

に改める。

第54条に次の1項を加える。

- 14 市長は，前各項に規定するもののほか，その権限に属する新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年新潟市条例第4号）別表第1に規定する農業委員会の会長，会長職務代理者，部会長及び委員並びに農地利用最適化推進委員の報酬額で市長が別に定める額の基準の制定に関する事務を中央農業委員会事務局の職員に補助

執行させる。

第56条各号列記以外の部分中「文化スポーツ部文化財センター」を「文化スポーツ部歴史文化課文化財センター」に、「総務部IT推進課」を「総務部ICT政策課」に改め、同条第3号中「文化スポーツ部文化財センター」を「文化スポーツ部歴史文化課文化財センター」に改め、同条第4号中「文化スポーツ部文化財センター」を「文化スポーツ部歴史文化課文化財センター」に、「区役所地域課」を「区役所地域総務課（東区役所，中央区役所及び西区役所にあつては地域課，江南区役所にあつては産業振興課）」に改め、同条第5号中「IT推進課」を「ICT政策課」に改め、同条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条第9号中「北区役所地域課」を「北区役所地域総務課」に改め、同号を同条第8号とし、同条第10号中「区役所地域課」を「区役所地域総務課（東区役所，中央区役所及び西区役所にあつては地域課，北区役所及び江南区役所にあつては産業振興課）」に改め、同号を同条第9号とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。